

福生市木造住宅耐震診断助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成することにより、災害に強いまちづくりを推進し、防災に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に定める技術上の指針に基づいて行う耐震診断をいう。

(2) 診断機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 社団法人東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているもの

イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度により、耐震診断事務所として登録している建築士事務所のうち、市内に事務所を置くもの

(助成対象及び助成条件)

第3条 助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている住宅(以下「助成対象住宅」という。)とする。

(1) 市内に存する昭和56年以前に軸組工法で建築された木造2階建て以下の戸建て住宅であること。

(2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。

2 費用助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている個人とする。

(1) 市内に住所を有する助成対象住宅の所有者であること。ただし、当該住宅が共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者であること。

(2) 市税を滞納していないこと(助成対象住宅が共有の場合は、共有者全員が滞納していないこと。)

3 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、診断機関が行った耐震診断に要する費用(消費税に係る部分を除く。)の3分の2に相当する額で、100,000円を限度とする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震診断助成金交付

申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- (2) 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 第3条第2項第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件を調査のうえ、助成の可否を決定し、木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（別記様式第2号）又は木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、耐震診断を中止するときは、木造住宅耐震診断中止届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

（助成金の請求）

第8条 助成決定者は、耐震診断を完了したときは、木造住宅耐震診断助成金交付請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に請求するものとする。

- (1) 結果報告書の写し
- (2) 費用明細書の写し
- (3) 耐震診断費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、木造住宅耐震診断助成金交付額確定通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付された助成金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、市長の指示に従わなかったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）